掲載:放影協ニュース 2014.1, No.78, p.5

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に期待すること

厚生労働省電離放射線労働者健康対策室 室長補佐 安井省侍郎

## 1 制度設立の意義と経緯

除染等業務、特定線量下業務、事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者(以下「従事者」)の線量管理については、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(除染電離則)で、事業者に被ばく線量記録等を30年間保存することを義務付けるとともに、従事者が離職した際に線量記録の写しの交付及び雇い入れ時に過去の被ばく歴の調査を義務付けています。「電離放射線障害防止規則」(電離則)においてもほぼ同様の規定があります。これら規定により、従事者が複数の事業場に雇用された場合でも、累積被ばく管理は適切に実施できるようになっています。

しかしながら、従事者が雇い入れ時の被ばく歴調査時に、適切に過去の被ばく線量を 申告しない場合、事業者側としては、過去の被ばく線量を確認する手段がありませんで した。さらに、法令に反し、事業者が廃業する際に、線量記録を指定機関(放射線影響 協会)に引渡さない場合、線量記録が散逸するおそれがありました。

これら法令を確実に遵守するため、原子力事業者では、被ばく線量の一元管理制度 (放射線管理手帳制度、被ばく線量登録管理制度(中央登録センター))を自発的に運営しています。除染事業においても、これと同等の制度の設立を目指し、除染事業の元請事業者により、除染等業務従事者被ばく線量を一元管理するための管理制度のあり方について、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会」が自発的に開催されました。同検討会は、平成25年12月26日に最終とりまとめを決定し、平成26年4月1日から制度が全面的に発足することで合意しました。

## 2 厚生労働省としての対応

厚生労働省としては、本制度は、除染電離則及び電離則に定める被ばく管理を円滑かつ確実に実施するために有益であると考えており、本制度への参加を促すため、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について」(平成25年12月26日付け基発1226第21号)により、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成23年12月22日付け基発1222第6号)等の改正を行い、元請事業者の実施事項として、制度に参加することを明記しました。

さらに、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度について」(平成 25 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 17 号等)により、以下のとおり、制度の参加に要する経費について、必要な配慮を行うよう、環境省、国土交通省、農林水産省、関係都県知事等に対し

掲載:放影協ニュース 2014.1, No.78, p.5

て、協力を依頼いたしました。

- (1) 国が発注する除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く。)については、環境省により、国が発注する特定汚染土壌等取扱業務については、国土交通省又は農林水産省により、本制度の経費に関する必要な配慮がなされること。
- (2) 地方自治体又は環境省からの支出委任を受けた国の機関が発注する除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く。)については、環境省により、本制度に係る必要な財政措置に関する配慮がなされること。

## 3 制度への期待

除染作業は、これまで同様な業種がなかったため、様々なバックグラウンドを持つ労働者や事業者が大量に参入しており、また、緊急性も高いため、被ばく線量管理には困難が伴います。一方で、除染については国内的にも国際的にも関心が高く、その被ばく管理には万全を期す必要があります。

この制度の発足により、従事者の被ばく線量の管理は目で見える形で、きちんと実施することができるようになります。また、副次的なメリットとして、従事者の人数、被ばく分布といった統計的な情報を公表することができるようになります。厚生労働省としても、本制度は非常に意義のある、重要な制度と考えており、必要な支援を行っていく予定です。

最後になりますが、本制度の検討にあたり、検討会の座長として主導的な役割を果たされました、前田建設(株)の加藤正勝執行役員、事務局として貢献された猪飼正身常務理事をはじめとする(公財)放射線影響協会の職員の皆様、そのほか、運営に貢献された建設労務安全研究会と(社)日本建設業連合会の事務局の皆様に厚く感謝を申し上げます。